

第16回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成30年10月10日(水)

午前10時30分～午前11時35分

2. 場 所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

第16回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成30年10月10日(水) 午前10時30分～午前11時35分

2. 場所 遠賀町役場 車庫棟2階 第6会議室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	瓜生	保司
委員	4番	米田	かおる
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	芳村	正博
委員	7番	松井	悟
委員	8番	花川	健二
委員	1番	秦	茂美
委員	2番	古野	一寿
委員	3番	高崎	洋介
委員	4番	舛添	博孝
委員	5番	小西	好信
委員	6番	高山	和幸(欠席)
委員	7番	柳野	照紀

4. 10月の農業相談委員

7番	松井	悟	委員
8番	花川	健二	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第4条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株●●建設工業 代表取締役 ●●●●)

(2) 報告案件

- ① 公共事業に関する農地の一時利用届けについて
② 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 赤い羽根共同募金について
② 農業会議北九州支部研修について
③ 学校給食の試食について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	安部 真介
事務局職員	高島 健次

開 会 10時 30分

議長

皆さん。おはようございます。
それではただ今より第16回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中6名の出席、高山委員が欠席と連絡を受けております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。

議長

それでは次第の2、本日の農業相談員は7番松井 悟委員、8番花川健二委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法第4条申請関係1件、第5条申請関係2件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 では、これより現地調査を伴う案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件①農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

申請人が松の本六丁目にお住まいの●●●●氏で、申請地が3ページの字図にありますように、大字鬼津字貴船元471番1他7筆、地目が田、合計面積が1,544㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は農地改良です。申請に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。

農地改良につきましては、面積や盛土の高さなど一定の要件を満たすことで町への許可申請でなく、町への届け出で良いものもありますが、この案件につきましては面積が1,000㎡を超えているため、許可申請が必要な案件となっています。4ページが現況平面図兼土地利用計画図、5ページが縦横断面図、6ページが事業計画書、一時転用に係る計画書です、7ページが被害防除計画書で、排水は雨水のみで自然流下となっています。8ページが関係者説明に関する調査票となっております。

9ページに始末書が添付されておりますが、この案件につきましては皆さま覚えてらっしゃると思いますが、松の本の転用申請箇所の現地確認に行った際に発見したため、皆さまに現地を確認していただいたものになります。無届で盛土が行われていたため指導し、今回申請が行われたものであります

続きまして10ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●氏、貸渡人が母親で北九州市小倉南区にお住まいの●●●●氏、申請地が12ページの字図にありますように、大字木守字西1529番1、地目が畑、面積が387㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種住居地域の第3種農地となっております。申請の目的は自己住宅の建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。13ページが現況平面図、14ページが土地利用計画図、15ページが縦横断図、16ページが被害防除計画書で、排水は雨水が自然流下および側溝への放流、汚水が公共下水道接続となっております。17ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして18ページをお開きください。付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市八幡西区の株式会社●●建設工業 代表取締役●●●●氏、譲渡人が東京都渋谷区にお住まいの●●●●●氏で、申請地が20ページの字図にありますように、大字若松字川田665番1、地目が田、面積が705㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は資材置場兼駐車場です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。21ページが現況平面図、22ページが土地の利用計画図兼縦横断図、23ページが事業計画書、24ページが被害防除計画書で、排水は雨水のみで自然流下および水路放流となっております。25ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして議案書の26ページをご覧ください。報告案件①公共事業に関する農地の一時利用届出書についてでございます。届出人が(有)●●建設 代表取締役 ●●●●氏、申請地が大字虫生津字観音前95番1。地目が田、面積が1,367

m²、所有者が京都府京都市にお住まいの●●●●●氏で、申請理由は虫生津橋架け替え工事に伴う施行ヤードとなっております。県土整備事業所発注の虫生津橋改修工事に伴うものであり、公共事業に関連した緊急な農地の一時利用で、許可不要と判断し届け出を受理しています。以上が現地調査を伴う案件です。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 10時 40分

－ 現地調査後 －

再 開 11時 24分

議長 再開します。
それでは、付議案件①を議題に供します。
まずは、地区担当の私から報告します。
先程現地を確認していただきましたが、先月先々月と現地を確認する中で初めて気づいたことで、代理人の●●●●さんから施工業者の●●工務店任せにしていたから申請が遅れましたということで説明がございました。ご審議よろしく願います。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第4条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件①は承認されました。
補足としまして周辺の草などはできるだけ管理していただくようにお願いします。

議長 次に、付議案件②を議題に供します。地区担当の芳村正博委員から報告をお願いします。

地元委員 (6 番) これに関しましてはお母さんの方から事前にお話しがございまして、何も問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件②は承認されました。

議長 次に、付議案件③を議題に供します。地区担当の矢野英昭委員からご報告をお願いいたします。

地元委員 (5 番) この案件につきましては、先月 2 3 日に説明がありまして、現地を見てもらったように、何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 それでは、報告案件①について、現地確認前に事務局より報告がありましたが、本件について質問、意見のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですのでそれでは、報告案件②について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは29ページをお開きください。
報告案件②農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、当該農地につきましては付議案件③で農地の所有権が移転されるため、今回合意解約が出てきております。以上です。

議長 ありがとうございます。
本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ①赤い羽根共同募金について説明
②農業会議北九州支部研修について説明
③学校給食試食について説明

委員 ひとついいでしょうか。前回の総会の際に5反要件の見直し

等の話が出ていましたが、実は一件相談を受けまして、どうしても家庭の事情等含めて3反くらいしかないんです。それを生前に贈与したいという事なんです、遠賀町は5反要件がございますので、何年か前に相談したところ拒否されたという相談でございまして。ただ新しい情報として、そういう見直しということがあるよというお話をしています。本人はかなり希望を持っていますが、ただ今回はそこまで進んでいませんので、私としてはそういう要望等があるので、全国的にもそういう傾向があるならば、できる限りその辺を真剣に考えていただきたいとお願いします。

事務局

5反要件につきましては、緩和ということでこの前お話しした中では、例えば空き家に付随した分につきまして面積を緩和してはどうかという話と新規就農者が就農する際にハウスでいきなり5反も作ったりするのはなかなか難しいと思うので、例えば2反や1反のハウスというようなところからスタートができないかというところで、全国的に要件の見直しは進んでいるのですが、単純なそれ以外のもので5反から面積を小さくするというのは遠賀町としてはまだ検討段階ではないのかなと考えています。

委員

要は相続でもめる可能性が非常に高いという、色んな問題があって、それはあくまでも今5反という要件がありますので、そこは無理ということは伝えていきます。そういう事例もありますという話です。今度本会議で認められたら、その方はそこで係争とかいろんなものが将来起こらなくて済むわけですが、ただ一応こういう要件がある以上、この人に特別にいいですよとは言えませんので、しかし、こういう要望がありますよというのはこの中でお伝えしたいということでお伝えしておきます。それが今現実でできなければ仕方ない。今後その余地があるならばそういうことも協議の案で出してもらって、審議を行うのも一つではないでしょうか。

事務局

ご意見もございましたし、いろんな事例も考えられますので、そういったところも踏まえて農業委員会としてどこまで下げるのかというのを議論していただくために、次回あたり検討

資料を示させていただいて早いうちに取りまとめたいたと考えております。よろしく申し上げます。

議長 年度中くらいには。

事務局 はい。

議長 一応年度中くらいにはある程度報告ができるようにしたいと思っています。いろんな情報を集めて資料提供しながら検討していきたいと思っています。

議長 では、いいでしょうか。

委員 今言われた内容がちょっとよくわからなかったのですが。

委員 あまり詳しく言うと個人情報でもありますので。本来ならそういう方がここにきちんと相談に来られて、内側の一つの問題として、相続の時必ず係争等含めたそういう問題が発生するということは見込まれているわけです。

委員 それはよくわかります。私自身がよくわからないのは一定以上のものが無ければ相続できないのでしょうか。

事務局 ご説明します。亡くなってからの相続は農業委員会を通さないで、10反あったのを3反3反3反で分けようと農業委員会は関知しないところなので、相続は法定相続にきちんと基づいて相続していただければいいのですが、窓口で相談があるのは委員が言われていたように、相続の候補者何人かが言い方は悪いですが仲が悪いと。そういうので亡くなって相続するともめるのが目に見えているので、親としては仲のいい言うことを聞く人に生前に相続させたいという相談がよくあります。例えば7,8反持っていて息子が農業しませんという事であれば、3条を通して農業委員会の許可を得て生前贈与というのは可能なのですが、今言われたようによくあるのが5反無い、子供も農業をしない、するかどうかは別として、しないんだけど、相続するときに子供達でもめる可能性

があるので、亡くなる前に生前贈与でこの人にあげたい。という相談はよくあります。その場合は農業委員会は5反要件がございますのでそれは不可能ですということでお答えすることが多いです。

委員 それは裏を返せば、1反とか2反とかしか持っていない人はできないのですか。

議長 相続はできます。

事務局 生前贈与はできません。売買で農家さんに売ることができますが、そうじゃなくて身内の例えば息子に生前に贈与する、1反、2反の田圃を息子の名義に変えることはできないです。

委員 できないのですか。

事務局 農地は限られた資源なので、生前贈与することによって転売されたりという可能性もなくはないので、非常に厳しくそのところ5反要件とか、あるいは農業をするのかどうかとか非常に厳しく生前の贈与も制限をかけているので、そういう相談はよくございます。

委員 ありがとうございます。私自身が今の話を全く知らなかったもので、どういう事かなと思ったんです。じゃあ1反、2反だったら今言われるように何もできないということですね。

事務局 そうですね。よくあるのが相続するときに、昔は5反以上あったのを子供で均等に割るので、そこで5反要件を割ってしまってもう後は動かせないというのはよくあります。ですから分ける時は農地はまとめてこの人に。ということがいいです。そこは色んな相続のやり方がありますので。

議長 それでは皆さんの方から何かありましたら。

【ありません。】の声

議長

無いようでございますので、以上をもって、第16回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 1 時 3 5 分